

# 上天草市 男女共同参画推進計画

つなぎあい と も 男女につくろう こころかようまち



上天草市

## はじめに



私たちを取り巻く社会情勢は少子・高齢化、経済の成熟化・国際化、情報化の急速な進展により大きく変化しています。女性の就労、社会参画に関する問題、家事・介護をめぐる問題など、市民生活にも大きな影響をもたらしています。

このような変化に対応するため、国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題と位置付け、平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」の意義は大きく、男女共同参画社会の基本的枠組みが示されました。この法律に基づき平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、具体的な道筋が示されました。

このような諸課題に対処し、将来にわたって豊かで安心できる社会を築くためには、男女共同参画の視点のもとに、一人ひとりが尊重され、男女が平等な立場で活動でき、互いに責任を分かち合い、個人や能力を発揮できる社会が求められています。

本市は、平成18年4月に「男女共同参画社会推進審議会」を設置しました。審議会では、延べ9回の審議を重ねて、平成20年3月に答申を受けたものです。

市民参画で策定したこの計画のサブタイトルに示された「つなぎあい 男女につくろうこころかようまち」を目標に掲げ、上天草市の男女共同参画の施策の方向性を明らかにしました。この計画は、家庭、地域、学校、職場、などあらゆる社会で、男女が対等なよきパートナーとして、お互いの人権を認め合い、人間らしく生きる社会の実現のための施策を示したものです。

すべての市民が人権尊重を基調に、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、それらを十分に発揮し、支え合って暮らせる上天草市を目指すため、「上天草市男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成20年度は「上天草市男女共同参画社会推進条例」の制定や「上天草市男女共同参画都市宣言」を実施するなど、具体的な施策に取り組んでまいります。今後、この計画の推進については、市民の皆様をはじめ、企業、団体、地域社会の皆様方の一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、男女共同参画社会推進審議会の委員各位に厚くお礼を申し上げます。

平成20年3月

上天草市長 川端 祐樹

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の目的

|             |   |
|-------------|---|
| 1 経緯        | 1 |
| 2 上天草市の現状   | 1 |
| 第2節 計画策定の背景 |   |

|             |   |
|-------------|---|
| 1 世界の動き     | 3 |
| 2 国・県の取り組み  | 4 |
| 3 上天草市の取り組み | 5 |

## 第2章 計画の基本的な考え方

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 計画の基本理念       | 6 |
| 2 計画の位置づけ       | 6 |
| 3 計画の期間         | 6 |
| 4 計画の推進         | 6 |
| 5 男女共同参画推進体制組織図 | 7 |

## 第3章 計画の内容

|                   |    |
|-------------------|----|
| 計画の体系図            | 8  |
| 基本方針Ⅰ             |    |
| 男女共同参画社会をめざす意識づくり | 9  |
| 基本方針Ⅱ             |    |
| 男女が安心して暮らせる環境づくり  | 12 |
| 基本方針Ⅲ             |    |
| あらゆる分野での男女共同参画の促進 | 19 |

## 〈資料編〉

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 日本国憲法（抄）                     | 23 |
| 男女共同参画社会基本法                  | 25 |
| 熊本県男女共同参画推進条例                | 32 |
| 法制度整備（男女共同参画に特に関連の深い改正点のみ表示） | 38 |
| 上天草市と国内外の男女共同参画に向けた動き        | 41 |
| 上天草市男女共同参画社会推進条例             | 44 |
| 上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項         | 50 |
| 上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項  | 52 |
| 上天草市男女共同参画社会推進審議会委員名簿        | 54 |

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の目的

### 1 経緯

1946（昭和21）年、個人の尊重と男女平等の基本的人権として保障した日本国憲法が制定されました。1947（昭和22）年には、民法改正による実父長制の家族制度が廃止されました。また、憲法の制定に先立つ1945（昭和20）年には、女性の参政権が確立し、我が国における男女平等の理念を実現する第一歩がしるされました。

その後、今日までほぼ半世紀にわたり、我が国は、国際連合（国連）などによる世界的な取り組みと連動しながら、各種の法律や制度の整備を図り、男女平等の実現に努めてきました。

その結果、法律や制度の上での男女平等の理念は大きく前進し、実際上の女性の地位も向上しました。しかし、法律や制度により保障された「個人の尊重」や「男女平等」の理念と実現との隔たりは、未だに残っています。職場における男女格差、あらゆる場における男性中心の意思決定、さらに、近年は家庭内における暴力が社会問題となるなど、女性に対する不平等な扱いや人権侵害が今もなお続いている。

また、近年の少子高齢化の進展や社会経済状況の急激な変化は、家庭のあり方や価値観など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。特に、少子化の進行については、社会経済状況の変化の中で女性の就労率が高まる一方、仕事と家庭の両立が困難な状況に女性がおかれていることが、その要因の一つと考えられ、また、生産年齢人口が今後一層減少することが予想される中で、活力ある社会を維持し、安定した社会保障制度が運営されるためには、就業の場への女性進出が不可欠となってきています。

このような変化に対応し、豊かで活力ある社会を築くためには、多様化する価値観や生き方を認め合う成熟した意識形成が必要であり、そのためには、男女を問わず、個人がその能力や個性を発揮できる社会、「男女共同参画社会」の実現が緊急の課題であることを踏まえ、1999（平成11）年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する理念と基本的な施策の枠組みが示されました。

この法律に基づき、国は、2000（平成12）年12月、「男女共同参画基本計画」を策定し、長期的な施策の方向と具体的な施策を定めました。都道府県、市町村については、国の中長期計画を勘案したそれぞれの計画を策定することが法律上求められました。（法第9条、14条）

### 2 上天草市の現状

上天草市においては、2004（平成16）年3月31日に4町（大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町）が合併しました。合併後は天草に住み集う人々が美しい自然と陽光のもと、元気に活き活きと躍動するとともに、「天草」の風を全国に発信することをめざして、多様な地域資源を生かした独自のまちづくりを進めています。具体的には、天草の貴重な財産である海、美しい景観の保全・再生を基本理念に、観光の基盤となる一次産業の振興を図るとともに、保健・福祉の振興によるまちづくりを積極的に推進し、地域性を生かした福祉産業の振興に取り組み、上天草市総合計画に基づき『“人”と“海”的ふれあうまち』をキャッチフレーズとして、男女共同

参画社会への対応を推進してきました。

しかし、いまだに市民生活や社会制度慣行のなかに、男女の固定的な役割分担意識が根強く残り、男女のあらゆる分野への社会参画を拒む要因となっています。

当市の現状では、合併当初の人口は 35,776 人ありましたが、2008（平成 20）年 2 月末では 33,620 人（男性 15,796 人、女性 17,824 人）で 65 歳以上人口は 10,223 人（男性 4,019 人、女性 6,204 人）で全体の 30.4% と高齢者が多く、若年者が極端に少ない過疎地域となっています。

男女の自立をめざす環境づくりの面では、農業経営の中で家族が経営方針や役割分担、働く環境、報酬の分担など取り決めを行う家族経営協定では 35 戸の農家が締結されて仕事と家庭の両立支援に繋がっています。相談業務では婦人相談員が行う相談業務で年間約 350 件、家庭児童相談員が行う相談業務で年間約 600 件と問題も複雑になり、今後さらに増えると予想されます。

女性登用の割合としては、市議会議員 26 人中女性議員が 2 人で 7.7%、農業委員では、51 人中 2 人で 3.9%、審議会等では委員 441 人中 68 人で 18.6%、市職員では管理職 42 人全て男性となっていて、依然として低い数値となっています。

少子高齢化が進む中、女性の力は不可欠です。知識、経験、意欲を持つ男女がともに能力を十分発揮でき、人権が尊重され、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画できる社会づくりをめざして、上天草市男女共同参画推進計画を策定しました。

この男女共同参画社会の形成に向けて、男性も女性もひとりの人間として、差別されることなく、あらゆる分野で対等なよきパートナーとして参画できる社会を構築するため、種々の施策を推進します。

計画の基本方針は、社会経済情勢の変化に対応し、上天草市における男女共同参画社会を実現していくために公募により「つなぎあい 働き男女につくろう こころかようまち」を目標とし、施策の方向性として次の 3 つを定めました。

## I 男女共同参画社会をめざす意識づくり

## II 男女が安心して暮らせる環境づくり

## III あらゆる分野での男女共同参画の促進

## 第2節 計画策定の背景

### 1 世界の動き

1945(昭和20)年に発足した国連は、20世紀の2度にわたる世界大戦の惨禍の反省に立ち、人権の尊重を平和の基盤とする理念を掲げ、男女平等を人権の柱として位置づけました。その動きとしては、1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、同年「平等・開発・平和」をテーマに第1回世界女性会議をメキシコシティで開催し、テーマである「平等・開発・平和」の3つの目標を実現するために加盟各国政府が取るべき措置のガイドライン(指針)として「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までの10年間を「国際婦人の十年」と定め、男女平等や女性の地位向上を目指し、世界規模での運動を展開し、これによって女性の地位向上に向けた動きが世界的に高まっていきました。次いで、1979(昭和54)年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等の原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、その後の女子に対する差別と男女平等の取り組みに向けた原則となりました。

1980(昭和55)年には、「国連婦人の十年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)がコペンハーゲンで開催され、前年、国連総会で採択された「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)の署名式が行われました。

1985(昭和60)年には、ナイロビで「国連婦人の十年」最終年会議(第3回世界女性会議)が開催され、10年の成果を評価するとともに、なお残された課題解決のため、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。

さらに、1990(平成2)年には、ナイロビ将来戦略の「第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」(ナイロビ将来戦略勧告)が国連経済社会理事会で採択され、ナイロビ将来戦略の実施ペースを速めるよう、各国政府に要請しました。

1995(平成7)年には、アジアで初めて北京において、第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。行動綱領は、女性の地位向上のため2000(平成12)年までの5年間に取り組むべき指針を明らかにしたもので、各国政府に「行動計画」の策定を求めるとともに、女性のエンパワーメント(\*)の促進やパートナーシップ(政府とNGO(\*))、男性と女性など)の確立が確認されました。

\*エンパワーメント empowerment 新しい社会づくりの主体として、女性自らが学習・経験を通じて意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

\*NGO Non-Governmental Organization 非政府組織、民間団体。

また、2000(平成12)年6月には、ニューヨークにおいて、「男女平等・開発・平和」をテーマに国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性の地位向上のための誓約について、実行の主たる責任を各国政府に求めた「政治宣言」と今後の施策の指針となる「成果文書」が採択されました。

2006（平成18）年6月30日～7月1日には、東アジア16カ国及び2国際機関の男女共同参画に関する大臣や代表により、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する、域内初の会合が東京で開催され、東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩となりました。

## 2 国・県の取り組み

世界の動きと連動して、我が国においても1975（昭和50）年、世界行動計画を受けて国内本部機構として内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977（昭和52）年には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定され、以後その積極的な推進が図られてきました。

1980（昭和55）年、「女子差別撤廃条約」に署名するとともに、民事、家事審判法、国籍法、戸籍法などの一部を改正し、特定職種育児休業法、男女雇用均等法を制定し、条約批准に必要な国内法の整備を進め、この結果1985（昭和60）年、「女子差別撤廃条約」の批准がなされ、「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」の改正などが行われ、特に法律、制度面での男女平等に関する整備は大きく前進しました。

「国連婦人の十年」の経過後においても、男女の役割を固定的にとらえる意識は根強く残っております、制度上ののみならず、実際上の女性の地位を向上させる上で、まだ多くの課題が存在しているため、国の計画的取り組みが必要とされていました。

このため、1987（昭和62）年に「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）が策定されましたが、1991（平成3）年には実施ペースをさらに速めるため、「新国内行動計画」の第1次改定が行われ、「21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との基本認識が示されました。

さらに、1996（平成8）年、前年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領において西暦2000年に向けて取り組むべき優先分野が示され、「新国内行動計画」（第1次改定）の見直しが必要となったことから、男女共同参画社会の実現に向けて政府が取り組むべき施策を体系化した「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999（平成11）年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成12）年12月には、これに基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

熊本県においても、国の取り組みを受けて、1977（昭和52）年に商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口を設置して以来、1988（昭和63）年には婦人対策室の設置、その後女性行政室、2000（平成12）年の男女共同参画課を経て、2003（平成15）年環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課が設置されました。この間、「ハーモニープランくまもと」1994（平成6）年及び「ハーモニープランくまもと21」2001（平成13）年に策定、男女共同参画推進条例の施行2002（平成14）年、男女共同参画審議会の設置2004（平成14）年、男女共同参画センターの開設2004（平成14）年など、男女共同参画社会づくりのための推進体制整備を積極的に進められました。また、「ハーモニープランくまもと21」の推進を図るため、

同プランに掲げている具体的な施策評価、県所管審議会等委員への女性の積極的登用などに全庁あげて取り組まれています。

### 3 上天草市の取り組み

2004（平成16）年3月31日に旧大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町が合併して上天草市が誕生しました。合併以前の男女共同参画の取り組みは、大矢野町では、男女共同参画を推進するセミナー等を開催し、住民意識の啓発を図るとともに、女性団体の代表者などで構成する「女性の集い～かすみ草～」を立ち上げ、女性のあらゆる社会活動への参加促進と、その環境整備を図り、行政だけではなく、住民や地域とともに男女共同参画社会の形成を目指すことに努めました。松島町では「男女共同参画セミナー実行委員会」を設置し、住民の意見を聴取しながら計画的にセミナーを開催し、啓発推進を行いました。

また、旧4町では地域婦人会を中心に男女共同参画の取り組みがなされました。

府内機関として、2004（平成16）年には、職員をメンバーとした「男女共同参画プロジェクトチーム」を設置し、県との共催行事「男女共同参画フォーラム in 上天草」市民参加の実行委員会とともに開催することができました。また、上部機関として各部長をメンバーとした「男女共同参画社会推進会議」を設置しました。

2005（平成17）年にはフォーラム実行委員を中心に「男女共同参画パートナーシップつなごう会」を結成しボランティアにより、セミナーやミニ学習会の企画から参画して活動していただきました。2006（平成18）年度には、各分野及び一般公募により「上天草市男女共同参画社会推進審議会」を設置しました。

また、「男女共同参画のキーワードとなるべき言葉」を公募し「つなぎあい 男女 につくろう こころかようまち」をサブテーマとして選考することができました。2007（平成19）年度には、「熊本県男女共同参画地域リーダー研修」へ男女共同参画社会推進審議会メンバーより派遣しました。

また、各団体の代表者を実行委員会とし「上天草市人権講演会」を開催し人権・男女共同参画の啓発を行ないました。男女共同参画社会推進審議会では市民からの視点による「上天草市男女共同参画推進計画」の策定のため、9回の審議会を開催し協議を重ねてまいりました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

日本国憲法における基本的人権の一つとして、個人の尊重と男女の平等がうたわれており、法律や制度上においては男女の平等が保障されます。

しかし、人々の意識や行動、社会慣習の中には、男女の役割についての固定的な考え方や女性に対する偏見、差別が残っています。

真の男女平等を達成するためには、法律・慣習・意識など幅広い視点から再点検と検討を加え、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、個性と能力を発揮することができる社会形成に努めなければなりません。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会を実現するための指針であり、国の「男女共同参画基本計画」及び「熊本県男女共同参画ハーモニープラン 21」を勘案し、「上天草市総合計画」で位置づけた男女共同参画社会づくりを具体化するための計画です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

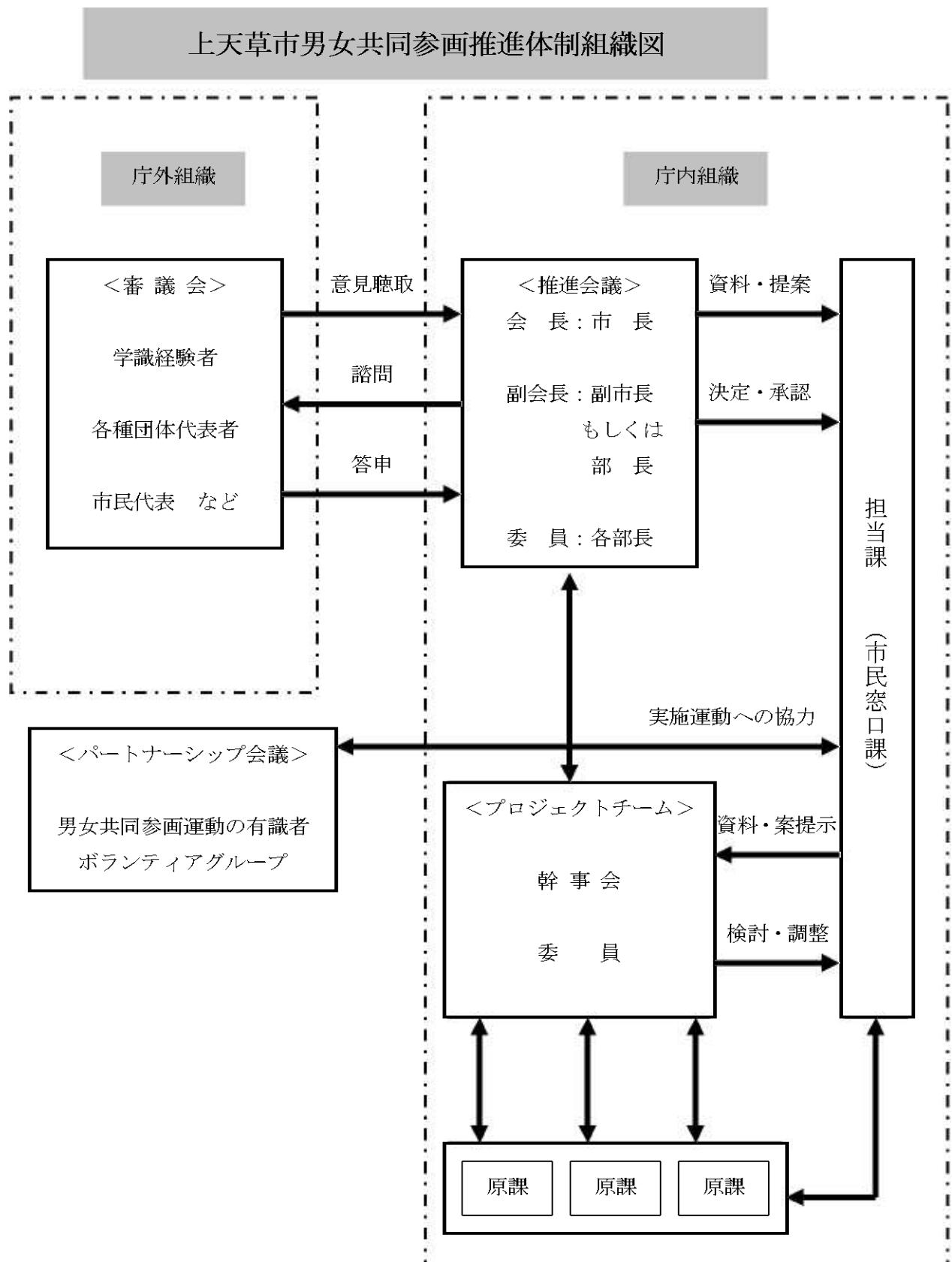
### 4 計画の推進

男女共同参画に関する問題は、社会全体から家庭生活における個人まで、とても広い範囲に及んでいます。

基本計画を総合的にすすめ、より効果的に実施するため、まず情報提供に努め、市民自らの取り組みを支援します。

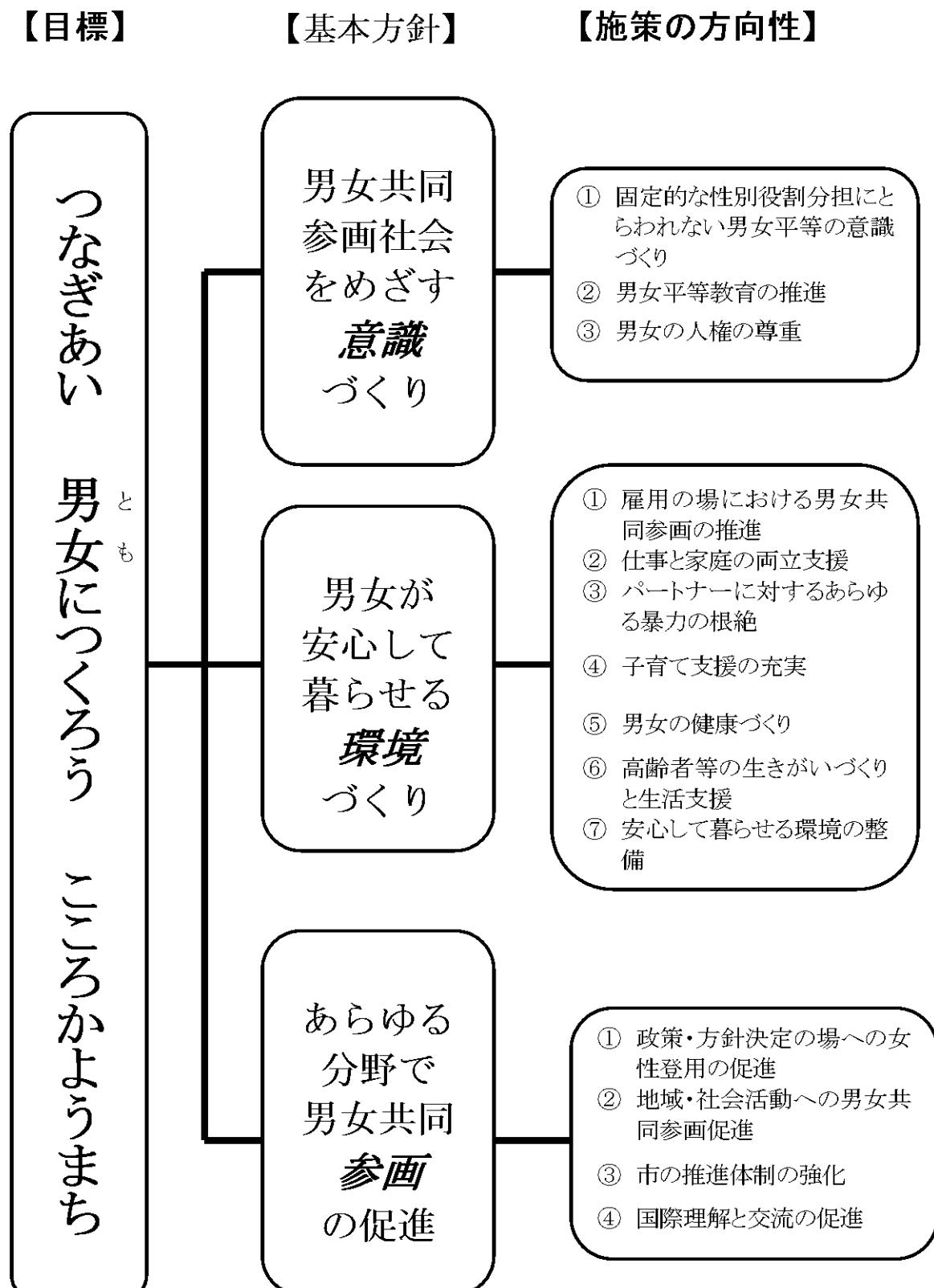
そして、男女共同参画の推進体制を充実し、進捗状況の把握と見直しを常に行うとともに、この男女共同参画の担い手である市民や事業者、そして行政が常に連携し、パートナーシップで基本計画を推進していきます。

## 5 男女共同参画推進体制組織図



## 第3章 計画の内容

### 計画の体系図



# 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会をめざす意識づくり

## 施策の方向性

### 1 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての、基本理念の一つとして、「社会における制度または慣習についての配慮」が掲げられています。

男女共同参画社会の実現という視点から見た場合、男女のおかれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立的に機能していないことがあります。

また、男女の自立と平等を阻害する大きな要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけてつくられた、固定的な性別役割分担意識があります。

男女共同参画社会の実現のためには、男女の平等を阻む社会制度・慣習などをジェンダーに敏感な視点で見直し、多様な媒体を通じた広報啓発活動を積極的に行い、住民一人ひとりの意識改革を進めていく必要があります。男女共同参画は性別や年齢を問わず誰もが関わることとして、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報や啓発を積極的に行うことや、若年層への浸透にも留意することが必要です。

また、基礎的条件の整備として、男女共同参画に関する調査研究や情報の収集を進めることも必要です。あらゆる政策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基本的資料として重要な、男女の置かれている状況を客観的に把握できる統計情報等の整備を行い、推進につなげていきます。

## 実施区分

A…現在実施している事業で、引き続き継続する      B…新規に実施する      C…今後、検討し推進する

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策            | 担 当 課 | 実施区分 |
|------------------------------------|-------|------|
| <b>1、男女平等意識の啓発活動の推進</b>            |       |      |
| ①各種講演会・講座等の開催                      | 市民窓口課 | A    |
| ②男女共同参画週間における事業実施                  | 社会教育課 | A    |
| ③広報誌やホームページ等を活用した定期的な啓発活動の実施       | 市民窓口課 | A    |
| ④男女共同参画都市宣言の検討                     | 市民窓口課 | A    |
| ⑤地域リーダー育成                          | 市民窓口課 | A    |
| <b>2、男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解の促進</b> |       |      |
| ①男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成             | 市民窓口課 | A    |
| <b>3、職員の男女共同参画に関する意識改革の促進</b>      |       |      |
| ①研修の定期的な実施                         | 市民窓口課 | A    |
| ②社会教育課                             |       | A    |
| <b>4、男女共同参画に関する調査・研修</b>           |       |      |
| ①男女共同参画に関する意識実態調査・研究               | 市民窓口課 | B    |
| ②男女共同参画に関する資料の収集及び提供               | 市民窓口課 | A    |
| ③ジェンダーに関する調査・研究                    | 市民窓口課 | B    |

### ●ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

## 2 男女平等教育の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女平等観を形成、促進する基礎として男女平等を基本にした教育の果たす役割は大きく、学校、家庭、地域などのあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが必要です。

男女平等を基本にした教育を推進していくには、学校や地域などにおいて教育に携わる者が、基本理念に配慮した教育を行うことが重要です。

また、性別による固定的な役割分担意識は、幼児期から知らず知らずのうちに形成され、自分の生き方、他人の生き方を固定的にとらえ、男女の自由な活動の選択に縛りを与えることにつながるといわれています。男女共同参画社会の実現には、子どもの頃からの男女平等教育が重要な役割を担っていると言えます。

男女が、その個人と能力を發揮する男女共同参画社会の実現のために、男女平等や人権尊重の意識を深く根づかせるため、生涯をとおして家庭教育、学校教育及び社会教育のあらゆる分野の教育・学習において、個人としての尊厳を大切にする意識の浸透を図ります。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策         | 担 当 課 | 実施区分 |
|---------------------------------|-------|------|
| <b>1、学校における男女平等教育の推進</b>        |       |      |
| ①人権の尊重、男女平等、相互協力、理解についての教育指導の推進 | 学務課   | A    |
| ②個性と能力が生かせる進路指導の推進              | 学務課   | A    |
| <b>2、保育園における男女平等教育の推進</b>       |       |      |
| ①命を大切にし、人を思いやる心の育成の推進           | 福祉課   | A    |
| ②ジェンダーの視点に立った生活指導の推進            | 福祉課   | A    |
| <b>3、家庭における男女平等意識の育成</b>        |       |      |
| ①啓発用パンフレットの作成・国や県の啓発冊子の配布       | 社会教育課 | A    |
| ②自立を促す学習機会の充実                   | 社会教育課 | A    |
| <b>4、地域における男女平等意識の育成</b>        |       |      |
| ①地域・団体等における研修会の実施               | 社会教育課 | A    |
| <b>5、生涯学習を通した男女平等教育の推進</b>      |       |      |
| ①生涯学習情報の提供及びネットワークの整備           | 社会教育課 | A    |

### 3 男女の人権尊重

男女がともに個性や能力を発揮できる社会は、真の人権が確立した社会といえます。

男女が個人として尊重され、自らの意思であらゆる分野に参画できる社会づくりを進めていくためには、男女共同参画の問題を単に個人の問題にとどめることなく、人間尊重、基本的人権の確立につながる基本的な問題として捉えていく視点が必要です。

男女が互いの性を正しく認識し、生涯にわたり健康な生活を営むこと、妊娠、出産など女性自身の特有な課題に対応しながら、性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されることも男女共同参画社会の形成のために不可欠なことです。

個人の人格をお互いに尊重し、認めあいながら平和で暮らしやすい上天草市をめざし、一人ひとりの持つ多様性を理解し、異なった文化や考え方を尊重しあうことができる共生社会の実現に向けた取り組みを図ります。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策            | 担 当 課 | 実施区分 |
|------------------------------------|-------|------|
| 1、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談及び救済の充実 |       |      |
| ①男女共同参画の推進を阻害する要因による人権相談の充実        | 市民窓口課 | A    |
| ②男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の救済支援      | 市民窓口課 | A    |
| 2、性に関する健康支援                        |       |      |
| ①妊娠、育児期における健康支援                    | 保健課   | A    |
| ②思春期における性と生殖に関する健康支援               | 保健課   | A    |
| ③成人期、高齢期における性と生殖に関する健康支援           | 保健課   | C    |
| 3、性教育の充実                           |       |      |
| ①人権尊重に基づいた性教育の推進                   | 関係各課  | A    |
| ②からだと性に関する情報提供                     | 保健課   | C    |
| ③青少年の性と人権尊重に関する意識調査の実施             | 関係各課  | A    |
| 4、人権擁護の推進                          |       |      |
| ①人権意識の高揚                           | 全 課   | A    |
| ②人権週間（12月4～10日）などにおける啓発活動の推進       | 市民窓口課 | A    |
| ③人権相談・女性相談事業の充実                    | 市民窓口課 | A    |
| ④女性の悩み（カウンセリング）相談事業の充実             | 福祉課   | A    |
| ⑤生命を尊重する学習の推進                      | 保健課   | A    |
| ⑥生命を尊重する学習の推進                      | 学務課   | A    |

## 基本方針Ⅱ 男女が安心して暮らせる環境づくり

### 施策の方向性

#### 1 雇用の場における男女共同参画の推進

職業は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって働く場における男女共同参画の推進は大変重要な意味を持っています。職業生活において、働く女性が多様な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性自身の職業能力をいっそう高めるとともに、女性の負担軽減など支援を進めなければなりません。農林水産業や自営の商工業においては、女性が重要な役割を果たしており、それらの女性がもてる能力を十分發揮し、正当に評価され、方針決定の過程に参画できるパートナーシップの推進 男女共同参画社会の実現に向けて、調和のとれた生活を送り、一人ひとりが自分にあった生き方を選択できる環境づくりを進めます。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策                      | 担 当 課          | 実施区分   |
|--|----------------|--------|
| <b>1、労働に関する基本的権利等の周知徹底</b>                   |                |        |
| ①男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知徹底                    | 商工観光課          | A      |
| ②労働基準法における母性保護規定の周知                          | 商工観光課          | A      |
| ③パートタイム労働や派遣労働に関する啓発                         | 商工観光課          | A      |
| <b>2、女性の就業能力の開発支援</b>                        |                |        |
| ①パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催                    | 企画政策課          | A      |
| ②起業のための情報の提供等の支援                             | 商工観光課<br>農林水産課 | A<br>A |
| ③ハローワークの就職情報や就職支援に関する情報の提供                   | 商工観光課          | A      |
| <b>3、働く女性への情報提供・相談業務の充実</b>                  |                |        |
| ①再就職準備セミナーの開催                                | 関係各課           | C      |
| ②関係機関との連携による相談業務の推進                          | 関係各課           | C      |
| <b>4、ポジティブ・アクションの促進</b>                      |                |        |
| ①企業等に対する積極的改善措置の実施に向けた啓発活動の推進                | 商工観光課          | C      |
| <b>5、農業・林業・水産業・商業・工業等における働きやすい環境づくり</b>      |                |        |
| ①各種(農林・水産・漁業・商工)団体役員への、女性の登用促進の継続及び女性職員の採用拡大 | 農林水産課<br>商工観光課 | A<br>A |
| ②女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供の促進          | 商工観光課<br>農林水産課 | A<br>A |
| ③生産組合等の推奨など継承者が育つ環境づくりの推進                    | 農林水産課          | A      |
| ④女性の生産活動を促進する直売所等の充実の支援                      | 農林水産課          | A      |
| ⑤家族経営協定促進に関する啓発                              | 農林水産課          | A      |
| ⑥パートタイム労働・家内労働等の労働条件の向上                      | 商工観光課          | A      |
| ⑦多様な就労形態に関する情報の収集・提供                         | 商工観光課          | A      |
| ⑧女性起業支援の充実                                   | 商工観光課          | A      |

#### ● ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

## 2 仕事と家庭の両立支援

少子・高齢化が進行し、労働力人口の減少や社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されている昨今において、「働き方の見直しを含めた家族生活と仕事等との両立」や「男性の子育てへの参加」などの課題は、ますます重要視されています。性別にとらわれることなく多様な生き方を自ら選択し、いきいきと生活していくためには、男女が共に自立し、家庭生活と仕事、地域活動などが調和することが重要です。

また、男女の一人ひとりの生き方やライフスタイルが多様化する中、就業意欲は年々高まり、社会もまた女性の能力や労働力を必要としています。男女雇用機会均等法により女性の働くための差別の解消が図られてきましたが、現実には女性の採用先が限られていることや男女の賃金の格差があるなど、女性を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるといえます。

更に、女性が担ってきた家事・育児・介護等の家庭生活について依然女性の仕事といった意識が残っています。男女がそれぞれの個性と能力を發揮し共に働くためには、社会全体の意識改革だけでなく家庭生活を支える環境整備が必要です。

近年、人口減社会を迎える少子化対策につなげることを目的とした「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の考え方が注目されてきました。働きながら責任や要望を果たせる環境づくりの実現が望されます。

家庭生活と仕事等との両立を支援し、働き方の見直しを進めるとともに、仕事と育児や家族の介護を両立できるように、子育て支援の充実や介護サービスの拡充などを図ります。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策           | 担 当 課          | 実施区分   |
|-----------------------------------|----------------|--------|
| 1、企業等における両立支援の取組の促進               |                |        |
| ①労働に関する法制度等の普及・啓発                 | 商工観光課          | A      |
| ②育児休業や介護休業など制度利用促進のための啓発          | 商工観光課          | A      |
| ③女性が働きやすい就労環境の整備の啓発               | 商工観光課          | A      |
| ④事業者セミナーの開催                       | 商工観光課          | C      |
| ⑤男女共同参画研修の情報提供                    | 市民窓口課          | A      |
| ⑥職場の男女共同参画状況調査の実施                 | 農林水産課          | A      |
| ⑥職場の男女共同参画状況調査の実施                 | 市民窓口課          | A      |
| 2、仕事と子育て・介護の両立支援                  |                |        |
| ①再就職準備セミナーの開催及び情報提供               | 商工観光課<br>市民窓口課 | C<br>B |
| ②多様な労働形態等のニーズに対応できる保育サービスの充実      | 福祉課            | A      |
| ③多様な労働形態等のニーズに対応できる介護サービスの提供      | 高齢者ふれあい課       | C      |
| 3、家庭責任の男女共同分担の促進                  |                |        |
| ①男性の料理教室の開催                       | 保健課            | A      |
| 4、リフレッシュ事業の促進                     |                |        |
| ①心身のリフレッシュ事業の促進（健康体操、軽スポーツ、趣味教養等） | 関係各課           | C      |

### ● ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、1980年代の終わりごろの米国、英国で生まれた考え方。最初は育児との両立支援が中心だったが、男女や子どもの有無にかかわらず、だれもが働きやすい仕組みに拡大され、人材確保戦略の一端を担うようになった。

### 3 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

性別による暴力の一つであるドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、決して許されるべきものではありません。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの性別による暴力の防止を図ることは、男女の人権が尊重された社会を築くために、なくてはならない重要な課題であり、重点的に取り組みをすすめます。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策                                     | 担 当 課                 | 実施区分        |
|---|-----------------------|-------------|
| <b>1、パートナーに対する暴力の根絶</b>                                     |                       |             |
| ①「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」実施時期における効果的な広報啓発活動の推進          | 福祉課<br>市民窓口課          | A<br>A      |
| ②「DV防止法」「男女雇用機会均等法」「ストーカー規制法」など関係法令の広報周知及び「DV対策ハンドブック」作成と活用 | 福祉課<br>市民窓口課          | A<br>A      |
| ③デートDV防止に向けた啓発活動の推進   | 福祉課<br>市民窓口課          | A<br>A      |
| ④民生委員・児童委員等を対象とした研修会の実施                                     | 福祉課                   | A           |
| <b>2、DV被害者に対する支援</b>  |                       |             |
| ①職員及び相談員等の研修の充実   | 福祉課                   | A           |
| ②DV防止対策地域協議会の充実及び庁舎連絡体制の整備                                  | 福祉課                   | A           |
| ③熊本県、警察署等の関係機関との連携強化  | 福祉課                   | A           |
| ④市営住宅の優先入居についての検討   | 福祉課                   | C           |
| ⑤シェルターの設置の検討  | 福祉課                   | C           |
| <b>3、セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b>                               |                       |             |
| ①セクシュアル・ハラスメント防止に向けた学習会・研修会の開催                              | 福祉課<br>社会教育課<br>市民窓口課 | C<br>A<br>B |
| ②女性相談事業の充実  | 福祉課<br>市民窓口課          | A<br>A      |
| <b>4、防犯に配慮した安心・安全な環境の整備</b>                                 |                       |             |
| ①警察署等との連携による地域防犯対策の充実                                       | 総務課                   | A           |
| ②PTAや地域住民の協力による地域パトロール等安全確保のための取組の推進                        | 学務課<br>福祉課            | A<br>C      |

●DV（ドメスティック・バイオレンス）パートナーなど、近親者間の暴力。

●セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのことで、職場において行われる性的な言動に対して行う女性労働者の対応によって、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること（対価型セクシュアル・ハラスメント）と、性的な言動により女性労働者の職業環境が害されること（環境型セクシュアル・ハラスメント）がある。

●デートDV　　DVのような暴力が、交際中の若い男女の間で起きること。

●シェルター

夫や恋人の暴力から逃げてきた女性のための緊急一時保護施設をいいます。居住場所や食事などを提供し各種相談に応じるなど、被害を受けた女性に対する支援を行います。広義には都道府県に設置されている婦人相談所や母子生活支援施設に併設された施設を含みますが、一般的には民間の女性団体やグループが運営する施設を指す。

#### 4 子育て支援の充実

「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条例」(平成7年6月批准)は、性別に関係なく、育児や介護など家族的責任をもつ労働者が差別を受けることなく、職業上の責任と家族的責任と両立することを目的としています。

地域では人々の生活様式の変化から核家族化が進み、育児の援助を身近に求めることが難しい状況になっています。

また、子育ては女性の仕事とみなす固定的な役割分担意識がまだまだ根強く、子育てによる身体的、精神的負担感は主に女性にみられます。幼い子どもを持つ母親は、日々戸惑いと不安の中で孤立して、ストレスを溜め込んでしまっていることも多く、子どもたちの伸びやかなこころの発達にも大きな影響を及ぼしかねません。2003(平成15)年に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針でも事業所における雇用環境の整備と市町村に対する子育ての充実が柱となっています。

多様な家族形態への支援や福祉政策の充実とあわせ、地域の中で安心して子育てできる環境づくりを図ります。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策          | 担 当 課 | 実施区分 |
|----------------------------------|-------|------|
| <b>1、子育てに関する情報提供の充実</b>          |       |      |
| ①児童相談の充実                         | 福祉課   | A    |
| ②乳幼児健診・育児学級においての情報提供             | 保健課   | A    |
| <b>2、子育てしながら働き続けられる条件整備</b>      |       |      |
| ①多様な就労形態に対した保育時間の充実              | 福祉課   | A    |
| ②子育て情報の提供                        | 福祉課   | A    |
| ③病後児保育の充実                        | 福祉課   | A    |
| ④放課後児童健全育成事業の充実                  | 福祉課   | A    |
|                                  | 学務課   | A    |
| ⑤子育て等を支援するための休暇・休業制度の導入促進        | 商工観光課 | A    |
| <b>3、子育て世代の社会参加の促進とネットワークづくり</b> |       |      |
| ①公共の建物等にベビーベッドやベビーチェアの設置         | 関係各課  | A    |
| ②市主催事業の際の保育ルームの開設等の拡充            | 福祉課   | C    |
| ③保護者の参加しやすい開催日時等の配慮              | 全課    | C    |
| ④父親の子育て参加の促進                     | 全課    | C    |
| <b>4、ひとり親家庭に対する支援の充実</b>         |       |      |
| ①相談・情報提供の充実                      | 福祉課   | A    |
| ②各種手当や貸付制度等の利用促進                 | 福祉課   | A    |
| <b>5、子どもの虐待防止対策の推進</b>           |       |      |
| ①上天草市虐待防止対策協議会の充実                | 福祉課   | A    |
| <b>6、子育て支援者的人材育成と活用</b>          |       |      |
| ①ファミリー・サポート・センター事業の充実            | 福祉課   | A    |

- ファミリー・サポート・センター事業 働く人々の仕事と家庭の両立、特に育児との両立を手助けすることを目的として、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって、地域の相互援助活動によって、助け合う事業。

## 5 男女の健康づくり支援

個人が主体的に生きがいをもって、幸せな生活を送るために、自分自身の健康の保持・増進にこころがけることは最も基本的なことです。

男女が生涯を通じて主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう、ライフサイクルに応じた保健事業を推進していかなければなりません。

また、HIVや性感染症等の問題にも対応するためにも、正しい知識の啓発が必要だと思われます。1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が提唱されいつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活や安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれて育つ権利などを含む、生涯における女性のこころとからだの健康を保障する考え方方が女性の人権の重要な概念の一つとして確認されました。男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画の形成にあたっての前提となるものです。

男女がお互いの性を理解・尊重しあい、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう、性と生殖に関する健康と権利について啓発を図ります。また、市民の健康増進やコミュニティーの充実に役割を果たすスポーツ活動充実のために、既存のネットワーク化や専門施設の整備を進めます。

| 施策の方向性と具体的施策                    | 担当課             | 実施区分   |
|---------------------------------|-----------------|--------|
| <b>1、保健事業の充実</b>                |                 |        |
| ①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育てる啓発活動の推進 | 学務課<br>保健課      | A<br>C |
| ②ライフサイクルに応じた健康管理の推進             | 保健課             | C      |
| ③各種健康診査事業等の充実と健診促進              | 保健課             | A      |
| ④妊娠・出産等にかかる健康支援の充実              | 保健課             | A      |
| ⑤不妊・家族計画・性に関する相談窓口の明確化          | 保健課             | A      |
| ⑥母子保健の充実                        | 保健課             | A      |
| ⑦在宅ケア事業の活用                      | 保健課<br>高齢者ふれあい課 | C<br>A |
| ⑧保健活動に関するマンパワーの確保と地区組織等の育成      | 保健課             | A      |
| ⑨保健・介護・医療等の連携の強化                | 保健課<br>高齢者ふれあい課 | A<br>A |
| <b>2、生涯にわたる性に関する健康と権利の普及・啓発</b> |                 |        |
| ①母性保護に関する情報の提供                  | 保健課             | A      |
| ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発活動の推進    | 市民窓口課           | A      |
| <b>3、スポーツによる健康づくりの振興</b>        |                 |        |
| ①生涯スポーツ大会の開催、団体間交流支援            | 社会教育課           | A      |
| ②スポーツ施設の活用及び整備                  | 社会教育課           | A      |

### ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）経過のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされている。なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人口妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反対し中絶の自由を認めるものではない。

### ●マンパワー 人的資源

## 6 高齢者等の生きがいづくりと生活支援

世界一の長寿国となった現在、高齢者が社会の一員として、生きがいをもって、快適で充実した高齢期を過ごすことのできるように、高齢期を支える社会環境や諸制度の整備が望まれています。

高齢化をめぐる問題を解決することは、男女共同参画社会を進めていく上で極めて重要な課題となっています。特に、根強い固定的な性別役割分担意識により女性に集中している高齢者介護の負担の軽減に取り組むことは、男女共同参画の実現に向けた重要な課題です。

今後さらに高齢化の進行が予測される中、介護が必要な状態になっても、誰もが住み慣れた地域で暮らせることは、誰もが望むことです。高齢になっても、障がいを持っても、それぞれの意欲と能力に応じて社会との関わりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える一員として、充実して生活ができるような社会参画の機会の提供や、安全で自立した活動ができる環境整備に取り組みます。

高齢化の進行によって看護・介護を必要とする家庭は益々増大しており、家族介護の問題も同様に、介護と職業が両立できる雇用環境の整備を推進します。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策              | 担 当 課             | 実施区分   |
|--------------------------------------|-------------------|--------|
| <b>1、介護保険サービス・障害福祉サービスの円滑な推進</b>     |                   |        |
| ①介護保険サービスの充実                         | 高齢者ふれあい課          | A      |
| ②障害福祉サービスの充実                         | 福 祉 課             | A      |
| <b>2、介護に対する固定的な性別役割分担意識の解消</b>       |                   |        |
| ①家庭介護に関する講座等の充実                      | 高齢者ふれあい課          | A      |
| ②家族全員が介護に関わることを促す啓発活動の充実             | 高齢者ふれあい課          | A      |
| <b>3、介護予防を重視する介護保険対象外サービスの積極的な展開</b> |                   |        |
| ①介護予防を重視する介護保険対象外サービスの積極的な展開         | 高齢者ふれあい課<br>保 健 課 | A<br>A |
| <b>4、権利擁護対策の推進</b>                   |                   |        |
| ①社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の啓発の充実      | 福 祉 課             | A      |
| <b>5、高齢者等の生きがいづくり対策の推進</b>           |                   |        |
| ①地域活動への人材活用の促進                       | 社会教育課             | A      |
| ②シルバー人材センター活用の促進                     | 福 祉 課             | A      |
| ③共同作業所製品の利用促進                        | 福 祉 課             | C      |
| ④高齢者の自立を支援する環境の整備                    | 高齢者ふれあい課          | A      |
| ⑤障がい者の自立を支援する環境の整備                   | 福 祉 課             | A      |

### ●地域福祉権利擁護事業

痴呆性高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方へ、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

## 7 安心して暮らせる環境の整備

誰もが安心して、いきいきと暮せるまちづくりを推進するためには、男女共同参画の視点にたった環境の整備を図る事が必要です。

近年、女性や障がいをもつ人々のライフスタイルは大きく変わっています。結婚・離婚に対する考え方とも変化していますが、さまざまなハンディキャップをもつ人々や障がいをもつ人々の経済的、精神的な負担は大きなものがあります。

いきいきと暮せるまちづくりを推進するためには、男女共同参画の視点にたった環境の整備を図る事が必要です。

また、道路の段差解消などあらゆる人が活動しやすい環境整備を図ることが、安心して暮らすため最も基本的なことです。公共施設の整備や自然及び生活環境に配慮したまちづくりを推進するなど、安心して暮らせられる環境づくりを図ります。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策                     | 担 当 課          | 実施区分   |
|---|----------------|--------|
| <b>1、人にやさしいまちづくりの推進</b>                     |                |        |
| ①交通バリアフリーの整備推進                              | 建設課            | C      |
| ②高齢者や障がいのある人等による施設や道路の点検を実施し、その声を反映させる取組の検討 | 建設課            | C      |
| ③福祉のまちづくりの推進                                | 企画政策課<br>福祉課   | A<br>A |
| <b>2、安心して生活できる環境づくり</b>                     |                |        |
| ①障害児（者）生活サポート（補装具・日常生活用品）の給付支援              | 福祉課            | A      |
| ②視覚障害者等のガイドヘルパー派遣事業の活用                      | 福祉課            | A      |
| ③ホームヘルプサービス事業の充実                            | 高齢者ふれあい課       | A      |
| ④入浴サービス事業の充実                                | 高齢者ふれあい課       | A      |
| ⑤障害者地域活動支援センターの充実及び就労移行支援                   | 福祉課            | A      |
| ⑥障害児（者）相談支援事業の活用                            | 福祉課            | A      |
| ⑦障害者等居宅介護（ホームヘルプサービス）事業の充実                  | 福祉課            | A      |
| ⑧コミュニティ支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣）事業の充実             | 福祉課            | A      |
| ⑨障害者・高齢者住宅改造の支援                             | 福祉課            | A      |
| ⑩日中一時支援事業（障害児等の一時預かり事業）の充実                  | 福祉課            | A      |
| ⑪国民健康保険や老人医療事業の健全運営と啓発・相談体制の充実              | 保健課            | A      |
| ⑫国民年金制度の普及啓発及び対象者への適切な完全適用の促進・相談体制の充実       | 市民窓口課          | A      |
| ⑬健康管理のための情報提供と啓発活動の充実                       | 保健課            | A      |
| <b>3、安心して暮らせる地域づくり</b>                      |                |        |
| ①自然及び生活環境に配慮したまちづくりの推進                      | 企画政策課<br>環境衛生課 | A<br>A |
| ②公共施設（住環境、道路、公園など）のユニバーサル・デザイン化の推進          | 企画政策課<br>建設課   | A<br>A |
| ③防災等に配慮したまちづくりの推進                           | 総務課            | A      |

●ユニバーサル・デザイン

universal design。高齢者や障がい者だけでなく、すべての人が快適に利用できる製品や機能などのデザインのこと。

### 基本方針III あらゆる分野での男女共同参画の促進

#### 施策の方向性

##### 1 政策・方針決定の場への女性登用の促進

男女共同参画社会実現のためには、ジェンダーの視点でとらえられる性差別、性別による固定的な役割分担意識など男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものを意識し、見直していくことが必要であり、このような考え方をあらゆる分野のすべての政策、施策に反映させ、ジェンダー平等の達成に向けて努力していくことが大切です。

しかしながら、男女の自由な活動の選択を妨げる要因といわれる性別による固定的な役割分担意識があり、市の政策・方針決定過程や地域活動における意志決定過程などへの男女の参画に偏りが見られる場面が存在するなど課題が残されているのが現状です。

女性自らが学習し、女性の力をつけることを目的とすることはもちろんのこと、男性の男女共同参画意識を高めることが実質的な男女共同社会の確立への大きな力になります。

社会教育の場を拠点とした男女共同参画に関する講座の開催など生涯を通じたジェンダー教育の推進を図ります。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策    | 担 当 課 | 実施区分 |
|----------------------------|-------|------|
| 1、政策・方針決定過程における多様化の促進      |       |      |
| ①市の施策・方針決定過程への男女共同参画の促進    | 全 課   | A    |
| ②市民・事業者等における取組への支援と協力      | 関係各課  | A    |
| ③状況の調査及び資料の収集と提供           | 関係各課  | A    |
| ④委員公募制の促進                  | 全 課   | A    |
| 2、さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進     |       |      |
| ①身近なチャレンジ事例の情報収集・提供        | 市民窓口課 | A    |
| ②チャレンジ支援施策の周知・広報           | 全 課   | A    |
| 3、市政への住民参画の促進              |       |      |
| ①市ホームページの市政への意見・提言ポストの活用普及 | 総 務 課 | A    |

## 2 地域・社会活動への男女共同参画促進

男女共同参画社会を実現するには、女性が男性とともに、あらゆる分野において共同して活動し、お互いの理解を深め、能力を十分に発揮できるような条件整備を図る必要があります。

また、学習活動についても、生涯学習社会に対応した各種ボランティア活動を始め、多様な学習機会を設定するとともに、講座内容の充実に努める必要があります。

さらに、女性の活動拠点の整備、女性団体・グループの支援、女性リーダーの養成なども求められています。ボランティア活動は地域活動で重要な位置を占め、多様な福祉ニーズに対応する総合的な社会福祉活動や生涯学習関連施設での活動が求められます。

価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、地域における心のふれあいや地域住民の連帯を図り、あらゆる場において、男女がともに個人と能力を発揮し、自らの意思で参画できる社会づくりを進めます。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策     | 担 当 課 | 実施区分 |
|-----------------------------|-------|------|
| 1、地域活動及びボランティア活動の推進         |       |      |
| ①市民活動団体への支援                 | 社会教育課 | A    |
| ②ボランティア活動を促進する気運の醸成         | 社会教育課 | A    |
|                             | 福祉課   | A    |
| ③地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進 | 社会教育課 | A    |
| ④社会福祉協議会との連携強化              | 福祉課   | A    |
| 2、男女がともに担う地域社会づくりの推進        |       |      |
| ①地域活動の拠点となる施設の環境整備          | 社会教育課 | A    |
|                             | 福祉課   | C    |
| ②活動団体の支援とPRの強化              | 社会教育課 | A    |
| ③地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進 | 社会教育課 | A    |
| ④NPOに関する情報提供等の支援            | 企画政策課 | A    |
| ⑤健康づくり、スポーツ・レクリエーション事業の充実   | 保健課   | A    |
|                             | 社会教育課 | A    |

NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利組織。福祉、人権、環境開発途上国への援助等の分野で公営活動を開発する市民団体。特定非営利活動促進法により、法人格を取ることができるようになった。

### 3 市の推進体制の強化

議会議員や審議会委員、管理職など政策・方針決定過程への女性の参画は男女共同参画社会実現に向けた社会システムづくりの根幹をなすものです。女性が政治、職場、学校、メディア、地域社会など公的・私的のあらゆる分野に参画できるよう、女性のエンパワーメント支援を進めます。

また、職員一人ひとりがジェンダーに敏感な視点で施策の推進を図るとともに、参画計画を推進するために全庁的に関係部局間相互の連携を強化して、総合的・横断的に取り組んでいく必要があります。

行政のあらゆる分野の課題について、男女共同参画の視点を反映した事務事業を行う必要があります。市内事業所のモデル職場として、男女共同参画の推進に率先して取り組みます。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、行政だけで推進できるものではありません。参画計画を市民や各団体及び事業者等へ周知し、理解と協力を得て市民と行政が一体となって推進していくことが重要です。

さらに、男女共同参画社会の実現には法律や制度の改善を必要とする問題もあることから、他の市町村との情報交換や連携を図ります。

| 施 策 の 方 向 性 と 具 体 的 施 策                | 担 当 課   | 実施区分 |
|--|---------|------|
| 1、市政等に関わる政策・方針決定過程への女性市民の参画拡大          |         |      |
| ①審議会等への女性委員の登用                         | 全 課     | A    |
| ②審議会等委員の市民公募                           | 全 課     | A    |
| ③各種条例、計画、方針決定過程への市民参画、市民意見の把握          | 全 課     | A    |
| 2、市政等に関わる政策・方針決定過程への女性職員・女性教員の参画拡大     |         |      |
| ①管理職等への女性の登用                           | 総 務 課   | B    |
| ②各種会議やプロジェクトへの女性の参画                    | 総 務 課   | A    |
| ③女性の職域拡大、職務分担の見直し                      | 全 課     | A    |
| 3、市役所は職場環境のモデル職場として、男女共同参画の確立          |         |      |
| ①育児・介護休業に関する認識の醸成を図り、男女ともに取得しやすい職場環境整備 | 総 務 課   | B    |
| ②育児休業・介護休業取得者への復帰支援                    | 総 務 課   | A    |
| ③旧姓使用の選択                               | 総 務 課   | A    |
| ④院内保育園の運営                              | 上天草総合病院 | C    |
| ⑤セクシュアル・ハラスメント防止窓口の設置                  | 総 務 課   | B    |

#### 4 国際理解と交流の促進

世界における女性の地位向上への国際的な取り組みが進む中で、人間開発に関する指標の国際比較等から諸外国における日本の男女共同参画の推進状況を認識することも大切なことです。

世界が抱えるさまざまな問題の解消や、国際貢献についての理解を深めること、特に、女性問題は国際的な共通課題であり、そのためには、国際交流や国際理解の推進など国際化に対応した取り組みを進めることは重要なことです。

そして、国際交流・国際協力等を通じ、国際理解を深め、連帯と協調の精神のもとで男女共同参画の取り組みを推進する必要があります。

生きた国際交流を深めるためには、国により異なる文化や価値観を否定せず、違いを認め合う感性が必要です。そのためには、住民一人ひとりが身近なことから異文化に対する理解を深めていくことが必要です。

環境問題については、男女がともに地球規模の悪化による健康等への影響について認識を深めるとともに、環境への負担の少ない持続可能なまちづくりに取り組むことができるよう、教育・学習の機会の拡大を図ります。

平和な暮らしに欠かせないのが人権尊重の概念です。現在、戦争体験者も減少し平和に対する思いも薄れつつあります。人権が尊重される平和な社会を築くために、学習の機会の提供や戦争体験資料を残していくなど、非核・平和宣言都市として住民の平和への意識が深まる取り組みが必要です。

この計画の推進にあたっては、市の積極的な取り組みのほか、市民、企業や民間団体等地域全体での取り組みが必要です。お互いに連携・協力しながら、それぞれの立場で具体的な実践を図ります。

| 施策の方向性と具体的施策                               | 担当課            | 実施区分   |
|--|----------------|--------|
| <b>1、国際的な視野の育成</b>                         |                |        |
| ①国際交流事業の推進                                 | 社会教育課          | A      |
| ②男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供                     | 市民窓口課          | A      |
| ③在住外国人との交流事業の充実                            | 関係各課           | A      |
| <b>2、海外の女性問題の啓発学習の推進</b>                   |                |        |
| ①発展途上国や先進諸国それぞれにおける女性問題について学習する場や情報の提供     | 社会教育課<br>市民窓口課 | A<br>A |
| ②海外の女性問題や取組を学び日本の女性問題について改めて認識を深めるような事業の実施 | 社会教育課<br>市民窓口課 | A<br>A |
| <b>3、男女共同参画による地球環境保全に向けた取組の推進</b>          |                |        |
| ①環境に配慮した実践活動の推進                            | 環境衛生課          | A      |
| ②環境問題についての学習機会の提供                          | 環境衛生課          | A      |
| <b>4、平和についての学習機会の提供</b>                    |                |        |
| ①戦争と平和について学ぶ機会の提供                          | 市民窓口課          | A      |
| ②非核・平和宣言都市に向けての取組の推進                       | 企画政策課          | B      |

## ○ 日本国憲法（抄）

公布 昭和二十一年十一月三日

施行 昭和二十二年五月三日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永遠にこれを放棄する。

二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ

る。

第十三条　すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべての国民は、法の下の平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

二　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条　学問の自由は、これを保障する。

第二十四条　結婚は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

二　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに結婚及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条　すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

二　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条　すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

二　すべての国民は、法律の定めるところにより、その保障する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条　すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

二　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

三　児童は、これを酷使してはならない。

# ○ 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布、施行

## 目次

### 前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作

成し、閣議の決定を求めるべきである。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# ○ 熊本県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 20 日

条例第 59 号

## 目次

### 前文

第1 章 総則(第1 条— 第14 条)

第2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第15 条— 第24 条)

第3 章 熊本県男女共同参画審議会(第25 条— 第27 条)

第4 章 雜則(第28 条)

### 附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあって、県民1 人1 人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1 章 総則

### (目的)

第1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、

経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

#### (県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8 条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

第9 条 県は、第3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。  
2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (県民の責務)

第10 条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第11 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

#### (市町村との連携)

第12 条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。  
2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

#### (男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13 条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。  
(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為  
(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

#### (公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

### (男女共同参画計画の策定等)

第15 条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

### (県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16 条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

### (職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第17 条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

### (農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第18 条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

### (県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第19 条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

#### (調査研究)

第20 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (推進体制の整備等)

第21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (拠点施設の設置)

第22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

#### (苦情の処理等)

第23 条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

4 知事は、第2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

#### (年次報告)

第24 条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3 章 熊本県男女共同参画審議会

#### (審議会の設置)

第25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
  - (2) 第23条第1項の苦情の処理に関する事項
  - (3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

**(組織)**

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

**(専門部会)**

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

**第4章 雜則**

**(雑則)**

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

## ○ 法制度整備（男女共同参画に特に関連の深い改正点のみ表示）

### 男女雇用機会均等法（1985年成立）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（「勤労婦人福祉法」1972年7月1日公布、施行。

「雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」

1985年（昭和60）6月1日改正、1986年4月1日施行。 「雇用の分野における男女の均

等な機会及び待遇の確保等に関する法律」1997年（平成9）6月18日改正、1999年4月1

日施行。2006年（平成18）年6月21日改正、2007年4月1日施行）

憲法14条が保障する法の下の男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、労働者は性別によつて差別されることなく、女性労働者は母性を尊重されつつ働くことができるという基本理念を掲げています。

### ○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）

（1993年成立、施行）

パートタイム労働者であつても、労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法・男女雇用機会均等法・育児介護休業法・雇用保険法・労災保険法などの労働関係法令を尊重することが明記されています。

### ○ 男女雇用機会均等法（1997年改正）

①募集・採用・配置・昇進における女性差別の禁止

②ポジティブ・アクションの導入

③セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務

④母性保護の義務化（通院休暇・通勤緩和・妊娠中の休息・休業の制限・妊娠障害休暇など）

「女子差別撤廃条約」批准にむけた国内法整備のために、雇用の分野でも、女性が差別されることなく男性と均等な機会と待遇が得られることを目指して、「男女雇用機会均等法」（旧正式名称：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律）と改題し制定されました（1986年4月施行）。このときは、募集・採用、配置・昇進の際、女性が男性と均等に取り扱う努力義務が課せられ、教育訓練、福利厚生、定年・解雇については女性であることを理由とした差別が禁止されました。

○ 労働基準法（1997年改正）

女性労働者に対する事件外・休日労働・深夜業の規制を解消

\* 従来女子職員が受けている深夜勤務・超過勤務の制限については、両立支援の観点から、男女を問わず育児又は介護を行う職員が請求した場合に認められるものとして導入されています。

○ 男女共同参画基本法（1999年）

- ①それまで努力義務だった募集・採用、配置・昇進も含めて差別を禁止
- ②女性のみ募集・女性優遇も原則禁止
- ③違反に対し企業名公表という制裁措置の創設
- ④調停の申請には「相手の同意」が必要になったこと
- ⑤ポジティブ・アクションの創設
- ⑥セクシュアル・ハラスメントの創設

「改正男女雇用機会均等法」または「改正均等法」（正式名：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）などと呼ばれました（1999年4月施行）。

○ 男女雇用機会均等法（2006年改正）

- ①性別による差別禁止の範囲の拡大
- ②妊娠・出産などを理由とする解雇の無効・その他の不利益取り扱いの禁止
- ③セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化
- ④母性健康管理措置の義務化
- ⑤ポジティブ・アクションの推進
- ⑥罰則の創設

職場にセクハラ被害は後を絶たず、男性に対する差別も新たな問題として浮上してきましたため、大幅な改正となりました（2007年4月施行）。

男女双方に対する差別の禁止や間接差別の禁止などが不十分にせよ盛り込まれ、差別禁止が強化されました。しかしながら新自由主義経済のグローバル化のもとで「労働の女性化」といわれる非正規雇用化が男女双方で進み、とりわけ女性の就労環境は、パート労働など不安定な状況が一層深刻になっています。また、未だ根強い固定的な性別役割分担意識が壁となっており、法の実効性は疑問視されています。

なお、関連法として労働基準法の一部改正があり、妊娠中の場合を除き「女性の坑内労働の禁止」が撤廃されました。

## ○ 育児休業法及び介護休業法

(育児休業法は1991年成立、2001年改正。介護休業法は1995年に追加)

当法制定によって育児・介護を担う「男女労働者」に対する、休業と労働時間の短縮の権利が認められるようになりました。それまでは育児休業の権利が認められていたのは、学校や病院、保育所に勤務する教職員や看護職の女性のみでした。

①子の看護のための休暇制度の導入（改正時は努力義務規定だが、平成17年度からは義務化されました。）

②対象となる子の年齢：1歳未満→3歳未満に引き上げ（3歳未満は措置義務、3歳以上小学校就学前の子は努力義務規定）

③介護休暇の期間：3か月→6か月に延長

④不利益取扱いの禁止：休業の申請や取得を理由とした解雇のみを禁止していたが、減給や身分の変更、退職の強要などの「不利益取扱い」も禁止。

⑤時間外労働の制限：養育または介護を要する者がいる場合は、「1ヵ月24時間、1年150時間」を超える時間外労働の免除を請求可。（\*ただし、「配偶者が子を養育できる状態である労働者」は対象外。）

⑥育児・介護を行う労働者の配置への配慮義務：転勤・就業場所の変更について、育児や介護の状況に配慮しなければならない=本人の意向を必ず聞くこと。

## ○ ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法（2001年成立、2004年改正）

①DVの定義拡大：言葉や態度による精神的暴力も含む

②保護命令の対象拡大：配偶者+元配偶者

③6ヵ月間の接近禁止命令の対象拡大：被害者+被害者の子ども

④再度の保護命令申し立てを認める

⑤自宅からの退去命令の期間延長：2週間→2ヵ月

⑥退去命令期間は、退去した住居付近の徘徊も禁止

⑦再度の退去命令申し立てを認める

## ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）（2000年成立）

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為を「つきまとい等」と規定し、規制しています。

本人の申し出により警察が「警告」でき、警告後も定期的に被害者との連絡をとるようになります。

○上天草市と県・国内外の男女共同参画に向けた動き

| 年             | 上 天 草 市 | 熊 本 県                  | 国 内   | 国 外  |
|---------------|---------|------------------------|---|--|
| 19世紀末～20世紀初頭  |         |                        |   | ・第一次フェミニズム運動<br>・ニュージーランドで婦人参政権が認められる  |
| 1893年         |         |                        |   | ・オーストラリアで婦人参政権が認められる   |
| 1902年         |         |                        |   | ・ソ連で婦人参政権が認められる  |
| 1917年         |         |                        |   | ・カナダ・ドイツ・アメリカ・及びイギリスで婦人参政権が認められる   |
| 1918年～1928年   |         |                        |   | ・婦人参政権確立<br>・国際連合誕生  |
| 1945年（昭和20年）  |         |                        | ・婦人参政権確立  | ・婦人の地位向上委員会設置  |
| 1946年（昭和21年）  |         | ・婦人参政初の総選挙において女性が当選    | ・「日本国憲法」設立(第14条「法の下の平等」)<br>・婦人参政初の総選挙                                  | ・婦人の地位向上委員会設置  |
| 1948年（昭和23年）  |         |                        |   | ・すべての人間の尊厳と平等を保障し、人種や性別による差別などが禁止される（「世界人権宣言」採択）                               |
| 1965年（昭和40年）  |         |                        |   | ・ILO条約第123号条約「家族責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」採択  |
| 1967年（昭和42年）  |         |                        |   | ・婦人に対する差別撤廃宣言採択  |
| 1970年代（昭和47年） |         |                        |   | ・第二次フェミニズム運動   |
| 1972年         |         |                        |   | 国連に置いてS50を「国際婦人年」とすることを宣言  |
| 1975年（昭和50年）  |         |                        | ・婦人問題企画推進本部設置<br>・婦人問題企画推進会議開催  | ・国際婦人年<br>・国際婦人年世界会議（メキシコ）「世界行動計画」採択<br>・「世界行動計画」採択1975から1985年までを「国際婦人の十年」と定める |
| 1976年（昭和51年）  |         |                        | ・育児休業法施行（女子教育職員・看護婦・保母等を対象）<br>・民法等の一部を改正する法律施行                         | ・ILOに婦人労働問題担当室設置   |
| 1977年（昭和52年）  |         | ・商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置 | ・「国内行動計画」策定   |  |
| 1978年（昭和53年）  |         |                        | ・国内行動計画第1回報告書発表   |  |
| 1979年（昭和54年）  |         |                        |   | ・「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」採択   |
| 1980年         |         | ・「県婦人問題行政推進会議」設置       | ・国内行動計画第2回報告書発表   | ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）   |
| 1981年（昭和56年）  |         | ・「県婦人問題懇話会」設置          | ・「国内行動計画後期重点目標」発表<br>・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行                             | ・ILO条約第156号条約「家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告」採択                                 |
| 1983年（昭和58年）  |         | ・「県婦人問題基本計画」策定         | ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告   |  |
| 1984年（昭和59年）  |         |                        | ・総理府「アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム」開催  | ・「国連婦人の10年・世界会議」エスカッブ地域政府間準備会議開催（東京）   |
| 1985年（昭和60年）  |         |                        | ・「国籍法及び戸籍法」の一部を改正する法律施行<br>・「男女雇用機会均等法」公布<br>・「女子差別撤廃条約」批准              | ・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議において「西暦2000年に向け婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択                       |
| 1986年（昭和61年）  |         | ・「女性のための実施計画書」策定       | ・婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充<br>・「婦人問題企画推進有識者会議」開催<br>・男女雇用機会均等法施行<br>・労働基準法改正 |  |
| 1987年（昭和62年）  |         |                        | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定   |  |
| 1990年（平成2年）   |         |                        |   | ・「国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択                       |

|              |  |   |  |  |
|--------------|--|---|--|--|
| 1991年（平成3年）  |  |   | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定  |  |
| 1992年（平成4年）  |  |   | ・「育児・介護休業法」施行<br>・婦人問題担当大臣任命   |  |
| 1993年（平成5年）  |  |   | ・第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催<br>・中学校での家庭科の男女必修完全実施<br>・短期間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行   | ・「世界人権会議」<br>・「ウィーン宣言及び行動計画」採択<br>・「女性に対する暴力の撤廃に関する提言」採択 |
| 1994年（平成6年）  |  |   | ・「男女共同参画室」設置<br>・「男女共同参画審議会」設置<br>・「男女共同参画推進本部」設置<br>・高等学校での家庭科の男女必修完全実施<br>・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンジェルプラン）」策定<br>・「新ゴールドプラン」策定     | ・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催<br>・国際人口開発会議（カイロ）           |
| 1995年（平成7年）  |  | ・「熊本県農村漁村女性ビジョン」策定  | ・ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准<br>・育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）   | ・「第4回世界女性会議」開催（北京）平等、開発、平和のための行動「北京宣言及び行動綱領」採択           |
| 1996年（平成8年）  |  |   | ・「男女共同参画2000年プラン」策定<br>・「男女共同参画ビジョン」答申   |  |
| 1997年（平成9年）  |  |   | ・「男女雇用機会均等法」一部改正<br>・「男女共同参画審議会設置法」公布<br>・労働基準法一部改正<br>・介護保険法成立  |  |
| 1999年（平成11年） |  |   | ・「男女共同参画社会基本法」施行<br>・男女共同参画機会均等法・労働基準法・育児・介護休業法改正<br>・「食糧・農業・農村基本法」施行  |  |
| 2000年（平成12年） |  | ・熊本初の女性知事潮谷義子氏が就任<br>・環境生活部に男女共同参画課設置   | ・「男女共同参画基本計画」策定<br>・ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布施行<br>・「食糧・農業・農村基本計画」策定<br>・初めての女性知事が大阪府に誕生   | ・「国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）                              |
| 2001年（平成13年） |  | ・「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定<br>・「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定   | ・「森林・林業基本法」施行<br>・「森林・林業基本計画」施行<br>・「農林基本法」施行<br>・「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布施行   |  |
| 2002年（平成14年） |  | ・「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定<br>・「くまもと子ども未来プラン」策定<br>・「熊本県男女共同参画推進条例」施行<br>・男女共同参画審議会設置<br>・男女共同参画センター開設 | ・「男女共同参画会議」設置<br>・「育児・介護休業法」改正<br>・「水産基本計画」策定<br>・「男女共同参画局」設置配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律全面施行<br>・「第1回「男女共同参画週間」」<br>・「仕事と子育ての両立支援について」閣議決定 |  |
| 2003年（平成15年） |  | ・環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置   | ・次世代育成支援対策推進法施行<br>・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布  |  |

|              |  |  |  |   |
|--------------|--|--|--|---|
| 2004年（平成16年） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧大矢野町・旧松島町・旧姫戸町・旧龍ヶ岳町が合併して「上天草市」が誕生（3月31日）</li> <li>・市民課内に人権男女共同参画係を設置</li> <li>・福祉課内に家庭児童相談員・婦人相談員を設置</li> <li>・市職員による「男女共同参画プロジェクトチーム」設置</li> <li>・市職員へ「男女共同参画」に対する意識調査実施</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「労働基準法」改正</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充、自立支援の明確化）</li> </ul> |   |
| 2005年（平成17年） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天草地域振興局との共催により「男女共同参画フォーラム in 上天草」開催</li> <li>・ボランティアによる女性グループ「男女共同参画つなごう会」結成</li> <li>・「上天草セミナー」開催</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>・「熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第2次）策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「新しい食料・農業・農村基本計画」策定</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）</li> </ul> |
| 2006年（平成18年） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画セミナー in 上天草」開催</li> <li>・「きて見祭」開催</li> <li>・「男女共同参画社会推進会議」設置</li> <li>・「男女共同参画社会推進審議会」設置</li> <li>・「上天草セミナー」を3地区で開催</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画・パートナーシップ推進課が総務部に移管</li> <li>・「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ」策定</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）</li> </ul>                   |
| 2007年（平成19年） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「上天草セミナー」を1地区で開催</li> <li>・天草地域振興局との共催により「男女共同参画セミナー in 上天草」開催</li> <li>・機構改革により市民窓口課に設置</li> <li>・県事業「男女共同参画地域リーダー研修」に1名派遣</li> <li>・「男女共同参画推進計画」策定</li> </ul>                        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「パートタイム労働法」改正</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）</li> </ul>               |
| 2008年（平成20年） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「上天草人権講演会」開催</li> <li>・「上天草市男女共同参画社会推進条例」制定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（第2次）策定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>  |   |
| 2009年（平成21年） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「上天草市男女共同参画都市」宣言</li> <li>・男女共同参画宣言都市奨励事業「上天草市男女共同参画宣言都市記念式典」開催</li> <li>・県立高校で、男女共同参画委員による寸劇、講話実施</li> <li>・市広報誌に男女共同参画シリーズ「頑張る男女」2回掲載</li> <li>・県事業「男女共同参画地域リーダー研修」に1名派遣</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁担当課が男女参画・協働推進課に改称</li> <li>・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> </ul>                                |  |   |

# ○上天草市男女共同参画社会推進条例

平成 20 年 9 月 24 日  
条例第 30 号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第11条—第21条）

第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会（第22条—第28条）

第4章 雜則（第29条）

### 附則

日本国憲法においては、基本的人権のひとつとして個人の尊重と男女の平等がうたわれている。しかしながら、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っている。また、少子高齢化社会や地域社会の変化、情報技術の急速な発展などに対応していくうえで、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し、責任と喜びを分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を発揮することができる社会の実現が緊急の課題である。

上天草市においては、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるまちの実現に向けて、市民、事業者及び行政が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定め、上天草市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。

(4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人

及び法人その他の団体をいう。

- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行の見直し 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができる。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われる家庭
- イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
- ウ 配偶者間における身体的又は精神的苦痛を与える暴力的な行為がなく、家族一人ひとりがお互いの人権を認め合う家庭

(2) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できるいきいきとした職場
- イ 社会の支援の下に、男性も含めた働き方の見直しが行われ、育児休業、介護休業等を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できる職場

- ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働く職場
  - エ 男女が方針の決定と共に参画できる職場
- (3) 学校において実現すべき姿
- ア 一人ひとりの個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進される学校
  - イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
  - ウ 性別にとらわれず、進学や就職に関し多様な選択ができるような進路指導が充実される学校
  - エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
  - オ 教職員の研修の機会が増進され、男女共同参画社会の形成が促進される学校
- (4) 地域社会において実現すべき姿
- ア 一人ひとりの人権が尊重されるとともに、性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
  - イ 社会の支援の下、男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かで活力にあふれ安心して暮らせる地域社会
- (市の責務)
- 第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。
- (市民の責務)
- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図るよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- (事業者の責務)
- 第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- (市、市民及び事業者の協働)
- 第8条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画社会の形成の促進を協働して行うものとする。
- (性別による権利侵害の禁止)
- 第9条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
- (公衆に表示する情報における表現への配慮)
- 第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わない

よう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

### (男女共同参画推進計画の策定等)

第 11 条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聽かなければならない。

3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

### (市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 12 条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

### (市民及び事業者の活動に対する支援と推奨)

第 13 条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、第6条及び第7条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者に対し、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聞いて、男女が共に生きる社会づくり推進モデル（以下「推進モデル」という。）として推奨することができる。

### (家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第 14 条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

### (農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第 15 条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

### (市の附属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないようにすることにより、男女が共に政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

### (調査研究)

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及

び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 18 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第 19 条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、上天草市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、1月 24 日を含む 1 週間とする。

3 市は、男女共同参画週間ににおいて、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理等)

第 20 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があるときは、市長に申し出ができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する苦情等の申出があった場合において、その処理のため必要があると認めるときは、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聞くものとする。

(年次報告)

第 21 条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会

(審議会の設置)

第 22 条 男女共同参画社会の形成促進に関する重要な事項について調査審議するため、上天草市男女共同参画社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 23 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進モデルの推奨に関すること。
- (3) 第 20 条の苦情等の処理に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関係する重要な事項に関すること。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部市民窓口課において処理する。

#### 第4章 雜則

(雑則)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止)

2 上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例(平成18年条例第5号)は廃止する。

(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に上天草市男女共同参画社会推進条例(以下「新条例」という。)第24条第2項の規定により審議会の委員として委嘱された者とみなし、その任期は、新条例第25条の規定にかかわらず、施行日前における旧条例の審議会の委員としての任期の残任期間とする。

## ○上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項

平成 18 年 3 月 31 日

訓令第 7 号

### (設置)

第1条 男女共同参画社会形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、上天草市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する取組方針の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長の職もしくは部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、部長の職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理し、推進会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ召集し、会議の議長になる。

- 2 会議に、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (プロジェクトチーム)

第6条 推進会議の下にプロジェクトチームの幹事会及びプロジェクト委員を置く。

- 2 プロジェクトチームの幹事会及びプロジェクト委員は、推進会議の所掌事務について調査、検討し、推進会議を補佐する。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民窓口課男女共同参画係において処理する。

### (雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 8 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日訓令第 31 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## ○上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項

平成 16 年 10 月 12 日

訓令第 29 号

### (目的)

第1条 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で男女がお互いにその人格を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、庁内に「男女共同参画社会推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクト」という。）を設置し、関係各課等相互間の連絡及び調整を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の総合的かつ効果的な施策及び推進に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 プロジェクトの委員は、次の各課等の長の推薦する各課代表職員 1 名をもって組織する。ただし、必要と認めたときは委員を増員できるものとする。

- (1) 総務課
- (2) 企画政策課
- (3) 商工観光課
- (4) 農林水産課
- (5) 建設課
- (6) 環境衛生課
- (7) 保健課
- (8) 高齢者ふれあい課
- (9) 福祉課
- (10) 学務課
- (11) 社会教育課
- (12) 水道局
- (13) 市民病院
- (14) 市民窓口課

2 プロジェクトに座長を置き、市民窓口課長がこれにあたる。

### (幹事会)

第4条 プロジェクトに幹事会を置く。

2 幹事会は、プロジェクトの委員が所属する課等の長をもって組織する。

3 幹事会に座長を置き、市民窓口課長がこれにあたる。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議は、座長が必要と認めたとき又は委員及び幹事会から会議開催の要求があったとき、座長が招集する。

2 会議には、座長が必要と認めたときは専門的知識を有する者の出席を求め意見を聞くことができる。

(報告等)

第6条 プロジェクトの座長は、プロジェクトの協議経過及び結果について、幹事会に報告する。幹事会は、これを尊重し審議するものとする。

(庶務)

第7条 プロジェクトの庶務は、市民窓口課男女共同参画係において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日訓令第 30 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○上天草市男女共同参画社会推進審議会委員

平成22年8月1日現在

| 番号 | 団体名                 | 氏名                  | 性別 | 地区  |
|----|---------------------|---------------------|----|-----|
| 1  | 学識経験者               | 熊本大学教育学部准教授<br>八幡彩子 | 女  | 熊本市 |
| 2  | 熊本県男女共同参画<br>推進委員   | 山下美佐子               | 女  | 姫戸  |
| 3  | 市議会議員               | 津留和子                | 女  | 大矢野 |
| 4  | 教育関係                | 今津中学校長<br>濱田幸人      | 男  | 松島  |
| 5  | 人権擁護委員              | 山下勝市                | 男  | 大矢野 |
| 6  | 福祉関係                | 姫戸ひかり保育園副園長<br>深谷恵了 | 男  | 姫戸  |
| 7  | 農林漁業関係              | 4Hクラブ会長<br>荒川貴浩     | 男  | 大矢野 |
| 8  | パートナーシップ<br>「つなごう会」 | 田渕明子                | 女  | 龍ヶ岳 |
| 9  | 一般                  | 川本初幸                | 男  | 龍ヶ岳 |
| 10 | 一般                  | 齊藤江美里               | 女  | 松島  |



上天草市役所 市民生活部 市民窓口課 男女共同参画係  
〒861-6192 熊本県上天草市松島町合津 3538 番地 3  
TEL 0969-56-1111 FAX 0969-56-2291  
上天草市のホームページ  
<http://www.kamiamakusa.c.kumamoto.sgn.jp>